

令和4年度 トラック運送業界における「点検整備推進運動」について

●強化月間：9月1日（木）～10月31日（月）

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故につながるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止や、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とはいえないなか、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

さらに、令和4年4月23日に北海道において、観光船の海難により乗員乗客が行方不明、死亡するという大変痛ましい事故が発生したことを踏まえ、トラック運送業界においても、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認し、車両の点検整備を確実に実施しなければなりません。

このため、より確実な点検整備を目指してみだしの「点検整備推進運動」を展開します。

なお、本運動は1年を通じて実施するものといえますが、令和4年9月1日（木）から9月30日（金）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、年末の繁忙期を迎えるに先立つ令和4年10月1日（土）から10月31日（月）までの1ヶ月間を「近畿の点検整備強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

●法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

点検時期 点検箇所		3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

●保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を実施してください。

●DPF（黒煙除去フィルタ）等、後処理装置付き車について、確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。